

宮崎県立宮崎北高等学校

生徒手帳 (R6. 4. 1)

校 章



校章の由来

“北”と“高”の文字だけを図案化し、単純明快な校章とした。全体像としての三角形は、生徒・教職員・保護者の“連帯”を表し、頂点が鋭く天を指しているのは、校訓・生徒信条の“志を尚くし”や、校歌最終連の“北極星に到らん理想もて、明日の命を創らんや”という気魄を象徴している。

なお、山を切り拓いた台地にそそり立つ白亜の学舎をも連想させる。

デザイン……………宮副 正克氏

校 歌

作詞 長尾 典昭

作曲 三登 史峰

1 ああ わが友よ 胸を張り
朝日直射す 丘に立て
若き望みは 果てしなく
青海原とまがうかな

2 ああ わが友よ 肩を組み
海鳴りとよむ 丘に立て
ここに集いて 帰らざる
三年の春を惜しまんや

3 ああ わが友よ 眼もはるに
沃野ひろがる 丘に立て
濁世を遠く 下に見て
久遠の真理を究めんや

4 ああ わが友よ 眉をあげ
夕日かがよう 丘に立て
北極星に到らん 理想もて
明日の命を創らんや

Hitch your wagon to a star!

The musical score is written in G major (one sharp) and 4/4 time. It consists of six staves of music with corresponding lyrics in Japanese and English. The English lyrics are: "Hitch your wagon to a star!". The score includes a Coda section and a final line with a ritardando (rit.) marking.

Lyrics (Japanese):

1. ああ ああ わが と も よ よ む ね 一 を は 一 り み あ う さ
2. ああ ああ わ が と も よ よ む ね た 一 を は 一 り み に け あ う く
3. ああ ああ わ が と も よ よ む む か め ま ね た も 一 を は 一 り け あ う け
4. ああ ああ わ が と も よ よ む む か め ま ね た も 一 を は 一 り け あ う け

Lyrics (English):

1. a-a a-a wa-ga to mo yo yo mu ne ta ichi wo ha ichi ri mi a-u sa
2. a-a a-a wa-ga to mo yo yo mu ne ta ichi wo ha ichi ri mi ni ke a-u ku
3. a-a a-a wa-ga to mo yo yo mu mu ka me ma ne ta mo ichi wo ha ichi ri ke a-u ke
4. a-a a-a wa-ga to mo yo yo mu mu ka me ma ne ta mo ichi wo ha ichi ri ke a-u ke

Lyrics (English - Coda):

4. ya Hi-tch yo-ur wa-go-n to a s-tar Hi-tch
yo-ur wa-go-n to a s-tar

校訓・生徒信条

校 訓

尚 志

連 帯

創 造

生徒信条

1. 一人ひとりの言動が、学校全体の名誉を代表することを自覚し、常に北高生としての誇りを持って行動しよう。
2. 志を尚くし、遠い目標を達成するために、近い目標に積極果敢に挑戦しよう。
3. すべての教育活動に主体的・積極的に参加し、いさぎよく、さわやかに生きよう。
4. 先生に対しては、その専門的学識と人生の先輩としての経験を学ぶために、自らすすんで接しよう。
5. 生徒相互に切磋琢磨して、きびしく、しかも明るい学園づくりにつとめよう。
6. 学校・家庭・地域社会のどの場においても、温かい人間関係を作ることに留意しよう。
7. 自分の現在の境遇に感謝し、すべての人々にやさしい手を差し伸べる勇気を持とう。

覃思の意義

校歌のメロディとともに始まる覃思は、決意でなければならない。その日一日を、宮崎北高生として完全燃焼する決意でなければならない。

毎朝掲揚する校章旗は、誓いでなければならない。この旗印の下に集う青年達が、宮崎北高生としての誇りに満ち、宮崎平野を俯瞰しながら、感動する心と躍動する身体を育てる誓いの証でなければならない。

一日一日が、校歌と校章旗に恥じない、一期一会の日々であれ。そして、清新の気澄むここ大地の上に、栄光の歴史を刻め。

覃思のかたち

始まりとともに

一. 机上のものを片づける

二. 椅子の背から体を離し腰かける

三. 両足を揃えかかとを床につける

四. 背筋を伸ばし腰骨を立てる

五. 顔をおこし顎をひき肩の力を抜く

六. 目を軽く閉じる

七. 静かにゆっくり息を吐く

天地の生氣はおのずと体内に入り

四肢にみなぎりついには浩然の気と

なって言動に現れましょう

校 時 表

登 校	8 : 00
S H R	8 : 10～8 : 15
1 校時	8 : 25～9 : 10
2 〃	9 : 20～10 : 05
3 〃	10 : 15～11 : 00
4 〃	11 : 10～11 : 55
休 憩	11 : 55～12 : 40
清 掃	12 : 40～12 : 50
5 校時	12 : 55～13 : 40
6 〃	13 : 50～14 : 35
7 〃	14 : 45～15 : 30
終 礼	15 : 35～15 : 40
講座等	15 : 45～16 : 30

学 則

第1章 総 則

第1条 本校は宮崎県立宮崎北高等学校と称し、宮崎市大字新名爪 4567 番地に位置する。

第2条 本校には全日制・普通科・サイエンス科の課程を置く。

第3条 修業年限は3年とする。

第4条 生徒の収容定員は、県教育委員会の定めるところによる。

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日～8月19日

第2学期 8月20日～12月31日

第3学期 1月1日～3月31日

第6条 休業日は、次のとおりとする。

(1)土・日曜日

(2)国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3)春季休業日 4月1日～4月8日

(4)夏季休業日 7月31日～8月19日

(5)冬季休業日 12月26日～1月7日

(6)学年末休業日 3月22日～3月31日

2 校長は、教育上必要があり、かつやむを得ないと認めるときは、県教育長の承認を得て、上記号から号までに定める休業日の期間中に授業日を設定することができる。

第7条 本校には、法令に定められた職員を置く。

第2章 教育課程及び授業終始の時刻

第8条 教育課程は、高等学校学習指導要領及び県教育委員会の定めるところにより、校長が編成する。

第9条 授業終始の時刻は、校長がこれを定める。

第3章 単位の修得・課程の修了及び卒業の認定

第10条 各教科・科目の単位修得の認定は、校長がこれを行う。

2 単位修得の認定に関する細目は、別に定める。

第11条 校長は、所定の教育課程に従って各教科・科目、及び特別活動を履修し、その成果が満足できると認められる者について、学年の課程の修了を認定する。

第12条 校長は、所定の単位数を修得した者で、特別活動の成果が満足できると認められる者について卒業の認定をし、卒業証書を授与する。

第4章 入学・退学・休学・転学及び賞罰

第13条 本校に入学できる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は学校教育法施行規則第63条の規定により、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第14条 入学を許可された者は、誓約書及び住民票の抄本を校長に提出しなければならない。

保護者が校長の定める地域内に住居を有してない者は、当該地域内に居住し、独立の生計を営む成年者を身元引受人に定めて校長に届け出なければならない。

第15条 生徒が病気又は他の理由で退学又は休学しようとするときは、所定の退学願又は休学願を校長に提出して、許可を受けなければならない。休学の期間は、1か月以上1年以内とする。

ただし、校長が特別の事情があると認める場合は、通算して2年まで延長することができる。

第16条 生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、所定の転学願を校長に提出しなければならない。校長は、正当な事由があると認めた場合には、これを許可し、必要書類を転学先の校長に送付する。

2 本校に転入学又は編入学を希望する者があるときは、校長は、欠員等の諸事情を考慮の上許可することがある。

第17条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒を表彰することができる。

- 2 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。
- 3 前項の懲戒のうち、退学・停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。
- 4 前項の退学は、次の各号のに該当する生徒に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第5章 授業料等

第 18 条 授業料及び入学料等は、教育関係使用料及び手数料徴収条例の定めるところに従って、納入しなければならない。

- 2 生徒の授業料の減免については、県立高等学校授業料減免取扱要綱の定めるところによる。

欠席・忌引について

1. 欠 席

1. 欠席については、理由を明示した生徒手帳の欠席届をホームルーム担任に提出しなければならない。それ以前に電話その他の方法で学校に連絡する。特別な病気欠席 7 日以上におよぶ場合は、医師の診断書を添付する。定期テストの病気欠席の場合は、1 日であっても医師の診断書を添付する。
2. 次の事由で正規の手続きをして欠席した場合（欠課を含む）は、公欠とする。
 - (1) 受験（進学・就職）のため。
 - (2) 学校代表として、競技・催物・その他に出場した場合。
 - (3) その他不可抗力（災害・感染症）により出席できない場合。

2. 忌 引

1. 忌引の期間は、次のとおりとする。

父 母	7 日
祖父母・兄弟・姉妹	3 日
伯叔父母	1 日
曾祖父母	1 日

生徒心得

この生徒心得は、運命共同体としての宮崎北高生一人一人の義務を規定したものである。自律心に満ちた集団をめざすため、一人一人が北高生としての誇りを持って充実した日常生活を送り、校風・伝統の樹立をめざさなければならない。その精神の根底には、宮崎北高生の理性及び自浄能力の信頼があることを銘記してほしい。

1. 学習の充実

1時間1時間の授業を大切にし、予習・復習の習慣を確立し、限りない成長の可能性を秘めた生徒として、自律的・自発的な学習に努め学力の向上をめざす。

2. 登下校

- (1) 8:00までに教室に入り、チャイムが鳴り始めたら静かに覃思をする。
- (2) 年間を通して生徒は18:30までに校舎を出る（機械警備のため）。部活動生は19:00までに校門を出る。（部活動による特別延長は届出のあった部のみ、30分の延長を認める。）
- (3) 車の送迎は自粛する。

3. 交通安全

- (1) 交通ルールを遵守し、安全な生活を心がける。
- (2) 自転車は指定のステッカーを貼付し、自転車置場では整理整頓に心がけ施錠をする。
- (3) 普通車およびバイクの運転免許の取得は認めない。

4. 諸届・許可

- (1) 欠席・遅刻・早退・外出については、必ず担任に届け出る。
- (2) 校外活動は、所定の様式で担任を通じて生徒指導部へ届け、許可を得る。

5. 貴重品・所持品の保管

- (1) 貴重品の保管に努め、できるだけ無用の金銭や貴重品は所持しない。
- (2) 所持品には全て学年・組・番号・氏名を記入する。

6. その他

詳細については、「北高生として守るべきこと」を参照すること。

服装規定

1. 校内では制服着用を基本とする。
2. 頭髪は自然で清潔・端正なものとする。
 - ※ 詳細は「北高生として守るべきこと」を参照のこと。
 - ※ 制服は学校指定の店で購入すること。

生徒会会則

第1章 総 則

第1条（名称） 本会は宮崎県立宮崎北高等学校生徒会と称する。

第2条（目的） 本校の教育方針にのっとり、個性に応じた人間的教養の向上につとめ、自主的共同生活の充実をはかり、健全明朗な学園の建設につとめる。

第3条（会員） 全生徒を正会員とし、教師は特別会員として参与する。

第4条 本会はすべて学校長から委任されたものであり、その活動もすべて学校長の承認を得て行われるものとする。

第2章 組 織

第5条 本会には次の機関をおく。

- (1)生徒総会
- (2)正副委員長会
- (3)総務委員会
- (4)各種委員会
- (5)ホームルーム会
- (6)部

第6条 生徒総会

1. 生徒総会は必要に応じ総務委員長が学校長の許可を得て開くものとする。
2. 生徒総会の議長は、正副委員長会が生徒の中より推薦し総会の承認を得たものがこれにあたる。

第7条 正副委員長会

1. 正副委員長会は各ホームルームの正副の委員長をもって構成される。
2. 本会には、議長・副議長・書記各1名をおく。
3. 正副委員長会は次の事項を審議し決議する。
 - (1) 総務委員長より提出された生徒会の方針・活動に関する事項。
 - (2) 各ホームルームから提出された事項。
 - (3) その他、正副委員長会において必要と認められた事項。
4. 総務委員全員ならびに議事に関係ある責任者は本会議に出席し説明を行う。
5. 正副委員長会の召集は、総務委員長がこれを行う。
6. 本会は全正副委員長の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって決するものとする。

第8条 総務委員会

1. 総務委員会は生徒会の最高執行機関である。
2. 総務委員会は、校内選挙により選出された12名の委員をもって構成する。これらの委員は、ホームルームの委員を兼任することはできない。なお、本会には顧問教師若干名をおく。
3. 総務委員会内には、総務委員長1名、副総務委員長2名、各種委員会担当各1名、および会計・書記をおく。
4. 総務委員会は、生徒総会および正副委員長会において決議された事項を執行する。

第9条 各種委員会

1. 各種委員会には、風紀・体育・学習・保健・交通・図書・美化・LHR運営・国際理解・地域活動等の諸委員会をおく。
2. 各種委員会の委員は、各ホームルームより選出された2名によって構成され、委員の中より正副委員長各1名・書記1名を選出する。

3. 各種委員会にはそれぞれ顧問教師をおく。
4. 各種委員会は、全委員の3分の2以上の出席があれば成立し、その過半数の賛成で決議することができる。

第10条 ホームルーム会

1. ホームルーム会は、各ホームルームの全成員で構成され、生徒会活動の基礎組織である。
2. ホームルームには、委員長・副委員長・各種委員およびその他ホームルームにおいて必要と認められる委員をおく。
3. ホームルーム会は次の事項について討議し実践する。
 - (1) 正副委員長会における決議事項。
 - (2) 正副委員長会に提出する議事に関する事項。
 - (3) 総務委員会より緊急に審議を依頼された事項。
 - (4) ホームルーム担任の提出した事項。
 - (5) その他ホームルームにおいて必要と認められる事項。

第11条 部活動

1. 本会は、会員の個性の伸長と有意義な学校生活のために文化系部と体育系部を置く。
2. 文化系部および体育系部は、総務委員会に所属し、各部には指導のため顧問教師がつくものとする。
3. 部の設置および廃止は、総務委員会で検討した上正副委員長会にはかり、学校長の許可を得て行う。
4. 部の活動については、別に定める部活動規定に従うものとする。

第3章 役員の任期

第12条 総務委員の任期は、7月から12月までと1月から6月までの2期とする。

第13条 委員長および各種委員会の委員の任期は、原則として4月から9月までと10月から3月までの2期とする。

第14条 総務委員の改選は、別に定める総務委員選挙規定に従うものとする。

第15条 第12条・第13条の各委員の解任は、その選出母体においてその構成員の3分の2以上の同意により、解任決議が成立した場合のみに限る。

第4章 会計

第16条 本会の経費は生徒会費をもってあてる。

第17条 本会員は、毎月所定の会費を納入しなければならない。

第18条 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第19条 予算の決定と執行は次の通りとする。

1. 生徒会の各機関は、顧問教師の助言を得て予算請求書を作成し、2月末日までに総務委員会に提出する。
2. 総務委員会は、会計委員を中心に予算請求書を検討し、部長会の議を経て3月末日までに予算案を作成する。
3. 総務委員長は、予算案を正副委員長会に提案し、審議可決の後、学校長の承認を受ける。
4. 予算を執行する場合には、所定の用紙に納品書請求書を添えて、総務委員会の会計委員に提出する。
5. 予算は、その年度の2月末日までに執行するものとする。

第20条 総務委員会は、会計委員を中心に決算書を作成し正副委員長会に報告する。

第5章 補則

第21条（改正） この会則は、本会員の3分の2以上の賛成があり学校長の承認があった場合に改正

できる。

第 23 条 (効力) この会則は、昭和 60 年 4 月 1 日より発効する。

諸 規 定

1 総務委員選挙規定

第 1 章 総 則

第 1 条 選挙は次の場合に行われる。

1. 総務委員の任期満了の場合。
2. 生徒会会則第 3 章第 15 条にもとづいて解任動議が成立した場合。
3. 総務委員に欠員が生じた場合で補欠選挙を行う時。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第 2 条 この規定にもとづく選挙に関する事務は、すべて選挙管理委員会が管理する。

第 2 章 選挙管理委員会

第 3 条 選挙管理委員会は、2 年生の各クラスより 1 名ずつ選出された者によって構成される。

第 4 条 第 1 条第 1 項の場合には委員任期の満了 5 週間前に選挙管理委員会を設置しなければならない。

第 5 条 選挙管理委員会の任務は次のとおりである。

1. 選挙期日を公示し、立候補届出を受ける。
2. 各立候補者の氏名とその責任者の氏名を公示し掲示用紙の配付と掲示許可を行い、立会演説会の準備をする。
3. 投票および開票の管理をなし、その結果を公示し、正副委員長会に報告しその承認を受ける。
4. 選挙管理委員は被選挙権を有しない。

第 3 章 選 挙

第 6 条 総務委員 12 名を全会員の選挙により選出する。

第 7 条 選挙に際して、選挙管理委員会は次のような手だてをする。

1. 総務委員の選挙を退任後 2 週間以内に行う。
2. 改選に際しては、後任者が決定するまでの期間は前任者にその事務を継続させる。
3. 総務委員の立候補届出は、選挙公示の日より 2 週間とする。
4. 選挙の公示は、選挙の期日の 1 ヶ月前から行う。
5. 立候補者が定員に達しない場合には、1・2 年の正副委員長会と協議して再度公示する。

第 8 条 次の投票はこれを無効とする。

1. 正規の用紙を用いてないもの。
2. 候補者でない者の氏名を記入したもの。

第 9 条 得票数の順位をもって、当選者を決定する。ただし、立候補者が定数を越えない場合は信任投票を行い、投票総数の過半数をもって信任とみなす。

第 10 条 選挙管理委員会は、学校長の承認を得て開票の結果を公示し当選者に連絡する。

第 11 条 選挙は、有権者総数の 3 分の 2 以上の有効投票をもって成立する。

第 4 章 改 正

第 12 条 本規則は、正副委員長会または生徒総会の 3 分の 2 以上の同意を得、学校長の承認があれば

改正できる。

第5章 補 則

第13条 本規則は、生徒会会則の発効の日より効力を発する。

2 部活動規定

第1条 本細則は生徒会会則第11条にしたがって定める。

第2条 本校の部は次のものとする。

(文化系部) 音楽部・茶道部・写真部・書道部・吹奏楽部・美術部・放送部・囲碁将棋部・科学部・カルタ部

(体育系部) 弓道部・剣道部・サッカー部・水泳部・ソフトボール部(女)・バスケットボール部・バドミントン部・バレーボール部・ハンドボール部・野球部・陸上部・ソフトテニス部・ラグビー部・テニス部

(同好会) 演劇・応援団・国際・ボランティア・華道・ダンス

第3条 部の結成は次の手続きによる。

1. 同好会の結成は活動場所、人員、用具等があり指導を担当する教師がいる場合とする。会の申請には、名簿、活動計画、活動場所その他必要な事項を総務委員会、生徒指導部に届け出て学校長の承認をうける。
2. 部の結成は同好会として1年間以上活動し、部承認の申請があった時、生徒会予算、活動場所、活動状況等その他について、総務委員会、生徒指導部で検討し学校長の承認をうける。
3. 同好会の活動は各部の活動の障害にならないようにし、活動費は支給しない。
4. 同好会のその他の活動については部に準ずる。
5. 休部より復部した部には、一年間部活動費は支給しない。

第4条 総務委員会は、休部または廃部を正副委員長会に提案することができる。

第5条 各部には部長・副部長・会計をおき顧問教師の指導を受ける。なお、部長は総務委員長の開催する部長会に出席する。

第6条 各部は名簿・部日誌・備品台帳を常備し総務委員会からの調査に応ずる。

第7条 部活動費は生徒会より支給し、派遣費は出場規定に基づいて補助する。

第8条 登録費・参加費については別途支給する。

第9条 部活動を実施する時期は次の通りとする。

1. 部活動時間は年間を通して16:30(15:45)から18:30(18:45)までとし、19:00までには完全に下校する。ただし、新人大会・選抜大会等に参加する部については、部顧問がつくことを前提とし、10日前から30分の延長を認める。
2. 夏季・冬季・学年末・春季休業中は、18時までとする。(ただし、錬成講座期間中は、第9条の1を適用する。)
3. 定期テストの1週間前とテスト期間中は、部活動は中止する。ただし、高校総体時、新人大会、甲子園大会県予選、高校総合文化祭および文化系各種大会については、届出のあった部のみ、1日1時間程度の部活動を認める。

第10条 部室の利用は次の通りとする。

1. 部室の利用は、放課後以降とし入室は部員のみに限る。

2. 部室は練習時以外は施錠し、鍵は事務室で保管する。
3. 部員は部の用具・ユニフォーム・靴等の管理を厳重にし、部室の整理・整頓に気を配る。

第 11 条 平素から真しに活動し、単位不認定のおそれや生活面に問題がなく、学級担任と保護者の承諾のある生徒を大会に派遣する。

3 放送室利用規定

1. 放送の際には顧問教師の指導を必ず受け、放送機械室に出入りする生徒は放送機械の取扱いについて指導を受けた生徒とする。
2. 放送時間は 12 時 15 分から 12 時 55 分までを定時とする。
3. 放送内容は、連絡事項・ニュース・生徒会通信・音楽・創作作品などとし、片寄ったものや、騒がしいものでなく、学校にふさわしいものとする。
4. 生放送・実況中継の場合には充分プログラムを研究する。
5. 放送室の鍵は顧問教師が管理する。
6. クーラーの使用は放送活動中のみとする。
7. 放送室の利用について、管理上・指導上問題が生じた場合にはただちに使用を中止する。

4 図書館利用規定

1. 開 館

(1) 開館日

土曜日・日曜日・祝日および学校の定める休校日以外の日。ただし長期休業中の開館日はその都度定める。

(2) 開館時間

平 日……10 時 00 分から 18 時 00 分まで。

(ただし都合により変更する場合がある。)

2. 館内利用

- (1) 必要な図書・資料は自由に取り出して利用し、利用後は必ず元の位置に戻しておく。
- (2) 閲覧室では常に静かにし、雑談などをしない。
- (3) 図書は丁寧に取扱い、破ったり折ったり書き込んだりしない。
- (4) 図書館利用のマナーを守る。
- (5) 館内に持ち込むカバン・携帯用品は必要最小限のものにとどめる。

3. 館外利用 (貸出)

(1) 貸出および返却手続き時間

月～金曜日……各休み

昼休み

放課後 とする。

- (2) 借りたい図書は生徒証明書とともに、係に出して手続きを終えた後、借りる。
- (3) 図書の貸出冊数は 3 冊とする。ただし長期休業中はその都度定める。
- (4) 貸出期間は、貸出・返却日を含めて 2 週間とする。
- (5) 引続き貸出を希望するひとは規定の期間内に一度返却し、改めて貸出の手続きをする。
- (6) 持ち出し禁止の図書は貸出をしない。(必要な場合は相談に応じる。)

(7) 借りた図書は又貸しや放置をしない。

(8) 借りた図書・資料を紛失または汚染・破損した場合には、必ず届け出る。

4. その他

購入希望図書がある場合には、所定の用紙に記入して係に提出する。その他、要望や質問があれば司書の先生に申し出る。

5 生徒会弔慰規定

1. 本規定は、宮崎県立宮崎北高等学校生徒会会員および特別会員である教職員に適用する。

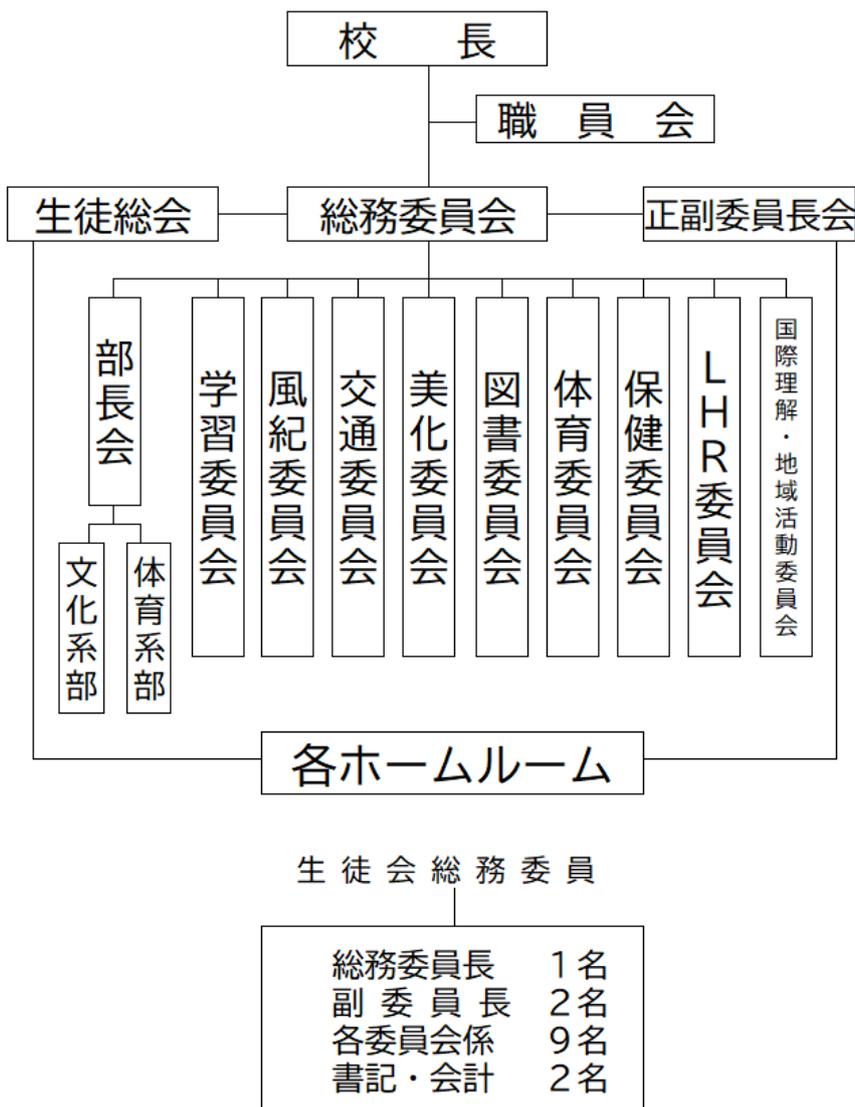
2. 本会会員および特別会員について、下記のように弔慰金または見舞金をおくる。

死亡した場合には 10,000 円をおくる。ただし、会員の両親または保護者が死亡した場合は 5,000 円をおくる。

住居が全焼・全壊した場合には、10,000 円をおくる。

3. この規定は昭和 60 年 4 月 1 日より施行する。

生徒会組織



〔各会の役割〕

- 生徒会総務委員 生徒会の目的を達成するための企画をし、正副委員長会での決議事項を執行する。また、各委員会を統括する。
- 正副委員長会 総務委員会の企画に関する審議および決議を行う。各HRの正副委員長をもって構成する。
- 生徒総会 特に全校生徒で討議する必要がある場合、学校長の承認を得て開くことができる。
- LHR委員会 各クラスのLHR運営に関する計画、立案、調整にあたる。
- 保健委員会 学内の衛生環境の完備、衛生思想の向上にあたる。
- 体育委員会 体育に関するいっさいの管理執行と校内諸体育行事の執行にあたる。
- 図書委員会 図書館活動の参加と奉仕にあたる。
- 美化委員会 校内の環境整備、美化の任にあたる。
- 風紀委員会 風紀、服装について自主的に行動し、月間・週間目標の徹底にあたる。
- 交通委員会 交通安全に関する諸活動を行う。
- 学習委員会 学習に関する各種の活動を行う。
- 国際理解・地域活動委員会
 1. 各種国際交流会への参加。
 2. 学校における国際交流会の準備。
 3. 国際理解に関わるロングホームルームの準備運営。
 4. 星琳祭における展示部門での国際理解、国際交流の取り組みの計画作成。
 5. ボランティア活動に対する企画・推進を行う。
- 部長会 各部の融合統制を行い合理化することを目的とし、総務委員長が召集する。

部活動組織

	部 名		部 名	
体育系	弓 道	文化系	放 送	
	陸 上		書 道	
	野 球		茶 道	
	バ レ ー ボ ー ル		美 術	
	サ ッ カ ー		吹 奏 楽	
	バ ス ケ ッ ト		音 楽	
	バ ド ミ ン ト ン		写 真	
	水 泳		囲 碁 将 棋	
	ハ ン ド ボ ー ル		科 学	
	剣 道		カ ル タ	
	ソ フ ト ボ ー ル		ダ ン ス	
	テ ニ ス		同好会	演 劇
	ラ グ ビ ー			応 援 団
	ソ フ ト テ ニ ス			国 際 ・ ボ ラ ン テ ィ ア
	華 道			
			体 操	

